

鎌倉市共生社会推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における共生社会の推進に関し、幅広く意見を聴取し、検討するため、鎌倉市共生社会推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、共生社会についての識見を有する委員及び市民委員により構成し、市長が委嘱する。

3 市長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該日が属する年度の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則（平成30年5月16日市長決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この要綱は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。